第百四十四条の二第二項中「第六項第一号」を「第九項第一号」に、「又は派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に」及び「、派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に」を削り、「派遣労働者又は」を「派遣労働者をいう。以下同じ。）又は」に改め、「規定する派遣船員」と」の下に「、「派遣労働者」とあるのは「、派遣労働者又は派遣船員」と」を加え、「「派遣船員（」を「「派遣労働者又は派遣船員（派遣元事業主又は」に、「「派遣船員」を「「派遣労働者又は派遣船員」に、「船員派遣元事業主」と」を「派遣元事業主又は船員派遣元事業主」と、同号ハ(1)(ii)(イ)及び(ハ)中「派遣労働者」とあるのは「派遣労働者若しくは派遣船員」と、同号ハ(1)(ii)(ニ)並びに附則第十七条の三の規定により読み替えて適用される同項第二号ロ及び第百十八条の二第二項中「派遣労働者」とあるのは「派遣労働者又は派遣船員」と」に改める。

附則第十七条の二の次に次の一条を加える。

（中小企業両立支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の二　第百十六条第三項第一号イ(1)に規定する原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が最初に生じた日（以下この条において「指定日」という。）が平成二十七年四月十日以後である中小企業事業主であつて、同号イ(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備し、かつ、指定日の前日までに次世代育成支援対策推進法第十三条に基づく認定を受けたものに対する第百十六条第三項第一号イ及び第二号イの規定の適用については、同項第一号イ中「次のいずれにも該当する中小企業事業主」とあるのは「次の(1)に該当する中小企業事業主」と、同項第二号イ中「三十万円（一の年度において当該被保険者の数が十を超える場合は、十人までの支給に限る。）」とあるのは「三十万円（中小企業両立支援助成金（同号イ(1)に規定する原職等復帰措置に係るものに限る。）の支給の対象となる最初の被保険者が生じた日から平成三十七年三月三十一日までの間において当該被保険者の数が五十を超える場合は、五十人までの支給に限る。）」とする。

附則第十七条の三の表以外の部分中「第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)又は(ii)」を「第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)若しくは(ii)又は(2)」に改め、同条の表第一項第二号イの項中「につき五十万円」を「につき七十万円」に、「六十万円」を「八十万円」に、「三十五万円」を「五十五万円」に、「、四十万円」を「、六十万円」に改め、同表第一項第二号ロの項を次のように改める。

第一項第二号ロ	又は(2)	四十万円）	から(4)まで
	(2)　前号ハ(1)(ii)(ロ)から(ニ)までの措置を講じた事業主（対象者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円））	四十万円）（当該措置の適用を受けた労働者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者である場合にあつては、一の事業所につき四十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、五十五万円））	(2)　前号ハ(1)(ii)(ロ)の措置を講じた事業主（対象者一人につき二十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、三十万円））
	(3)　前号ハ(1)(ii)(ハ)の措置を講じた事業主（対象者一人につき四十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十五万円）		(3)　前号ハ(1)(ii)(ハ)の措置を講じた事業主（対象者一人につき四十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十五万円）
	(4)　前号ハ(1)(ii)(ニ)の措置を講じた事業主（対象者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）		(4)　前号ハ(1)(ii)(ニ)の措置を講じた事業主（対象者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）
第一項第二号ハ	七千五百円	二万円	
	一万円	三万円	
	四千円	一万円	
	五千円	一万五千円	

附則第十七条の三の表第二項の項を次のように改める。

第二項	同項第二号イ又はロ	対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）	母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき五十万円、その他の労働者一人につき四十万円）
	附則第十七条の三の表第二項の項を次のように改める。	対象者一人につき四十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）	母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき五十万円、その他の労働者一人につき四十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき六十万円、その他の労働者一人につき五十万円）

と、同号イ(3)中「対象者一人につき二十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき五十万円、その他の労働者一人につき四十万円）」と、同号イ(4)中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、二十五万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき三十万円、その他の労働者一人につき二十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき三十五万円、その他の労働者一人につき三十万円）」と、同号ロ(1)中「三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十五万円）」とあるのは「四十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、三十五万円）」と、同号ロ(2)中